

豊岡市プレミアム付商品券・子育て応援商品券事業 店舗募集要領

1 発行の目的

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民や事業者の支援を目的として商品券を発行する。

2 商品券について

(1) プレミアム付商品券

- ア 販売価格 1セット 12,000円分の商品券(1,000円×12枚)を10,000円で販売
- イ 販売場所 市内郵便局(26局)
- ウ 購入上限 2セット/人 ※3月下旬に引換券を発送
- エ 販売期間 2025年4月7日(月)から2025年8月29日(金)
- オ 使用期間 2025年4月7日(月)から2025年9月30日(火)

(2) 子育て応援商品券

- ア 配付対象 2006年4月2日以降から2025年2月1日までに生まれた方
- イ 配付数 10,000円/人(1,000円×10枚)
- ウ 配付時期 2025年3月下旬
- エ 使用期間 商品券が手元に届いてから2025年9月30日(火)

3 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 換金性の高いもの(商品券、図書券、切手、プリペイドカード、電子マネー等)
- (2) 国税、地方税、使用料等の公租課税
- (3) たばこ
- (4) 不動産および金融商品
- (5) 事業活動に伴う仕入れ
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 保険適用の診療及び薬の処方

4 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に記入のあるものは受け取りを拒否してください。
- (3) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サー

ビスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

- (4) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とし、発行者は責を負いません。

5 取扱店の参加資格

- (1) 市内に所在する事業所（スーパー・コンビニ等の小売業、飲食業、サービス業等）
- (2) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第2号）を遵守している店舗

6 申込方法

指定の申請書または電子申請フォームから豊岡市内の商工団体（豊岡商工会議所・豊岡市商工会）へ申し込んでください。

- ※ 申込は店舗ごとです。複数店舗を申込み場合は、店舗ごとに申請してください。
- ※ 店舗募集の申込受付は2025年8月31日（日）までです。
- ※ 後日、商品券取扱の手引き、ステッカー、換金申込書等を送付します。
- ※ 申込店は、プレミアム付商品券と子育て応援商品券の両方の取扱いをお願いします。

7 取扱店の取消等

本募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、これを請求する場合があります。

8 その他留意事項

- (1) 商品券の取扱い、換金方法等の詳細については、今後配布予定の「取扱の手引き」をご確認ください。
- (2) 登録店の店舗情報（店舗名称、業種等）は、ホームページ、その他の方法により広報します。

9 申込み・問合せ先

(1) 豊岡商工会議所

〒668-0041 豊岡市大磯町1-79 じばさん TAJIMA 6階

TEL：0796-22-4456 FAX:0796-24-3180

（午前9時から午後5時 土・日、祝日を除く）

(2) 豊岡市商工会

〒669-5305 豊岡市日高町祢布 920

TEL：0796-42-4751 FAX：0796-42-4350

（午前8時30分から午後5時30分 土・日、祝日を除く）